

関係省庁等の取組状況について

内閣官房国際感染症対策調整室	P1
出入国在留管理庁	P5
外務省	P6
東京都	P7
組織委員会	P11

内閣官房 新型インフルエンザ等対策室/国際感染症対策調整室の役割

新型インフルエンザ、エボラ出血熱、MERS等の感染症について

1. 海外で緊急事態宣言等がなされた場合は、主に外務省や厚生労働省と連携しつつ、情報収集を行い、必要に応じて、国内の水際対策等について関係省庁の情報共有・調整を行う。
2. 国内に感染症が持ち込まれた場合は、まん延防止のために必要な対策について、関係省庁の情報共有・調整を行う。

〔新型インフルエンザ等が発生した場合は「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づき、対応する。〕

新型インフルエンザ等が発生した場合は、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づき、対策本部等を設置

<平時>

【関係閣僚会議】

主 宰：内閣総理大臣

【関係省庁対策会議】

議 長：内閣危機管理監
副議長：内閣官房副長官補(内政担当)
内閣官房内閣審議官
(内閣官房副長官補付)
厚生労働省医務技監

【関係省庁対策会議幹事会】

議 長 内閣官房内閣参事官
(新型インフルエンザ等対策室)

<発生時>

【対策本部】

本部長：内閣総理大臣
副本部長：内閣官房長官、厚生労働大臣

【対策本部幹事会】

主 宰：内閣危機管理監

エボラ出血熱、MERSが発生した場合に、関係省庁対策会議等を設置

【関係省庁対策会議】

議 長 内閣危機管理監
副議長 内閣官房副長官補(内政担当)
内閣官房副長官補(事態対応・危機管理担当)
内閣官房内閣審議官
(内閣官房副長官補(内政担当)付)
兼 厚生労働省医務技監

【関係省庁対策会議幹事会】

議 長 内閣官房内閣参事官
(新型インフルエンザ等対策室)

(※平時は未設置)

新型インフルエンザ等の対策に係る体制

< 平時の体制 >

新型インフルエンザ等対策閣僚会議

主 宰 : 内閣総理大臣
構成員 : 全閣僚

設置根拠: 閣議口頭了解
(平成23年9月、平成24年8月最終改正)

新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議

議 長 : 内閣危機管理監
副議長 : 内閣官房副長官補(内政担当)
内閣官房内閣審議官
(内閣官房副長官補付)
厚生労働省医務技監
構成員 : 各省庁局長級

設置根拠: 関係省庁申合せ
(平成16年3月、平成30年4月最終改正)

今までの活動成果:
○「政府行動計画」の調整
○初動対処要領の決定
○H7N9の情報共有 等

新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議幹事会

主宰 : 内閣官房内閣参事官
(新型インフルエンザ等対策室)

事務局: 内閣官房新型インフルエンザ等対策室

< 新型インフルエンザ等発生時の体制 >

新型インフルエンザ等対策本部

本部長 : 内閣総理大臣

副本部長 : 内閣官房長官、厚生労働大臣
構成員 : 他のすべての国務大臣

内閣官房副長官(政務及び事務)、
内閣危機管理監、
内閣官房副長官補、有識者会議会長も出席

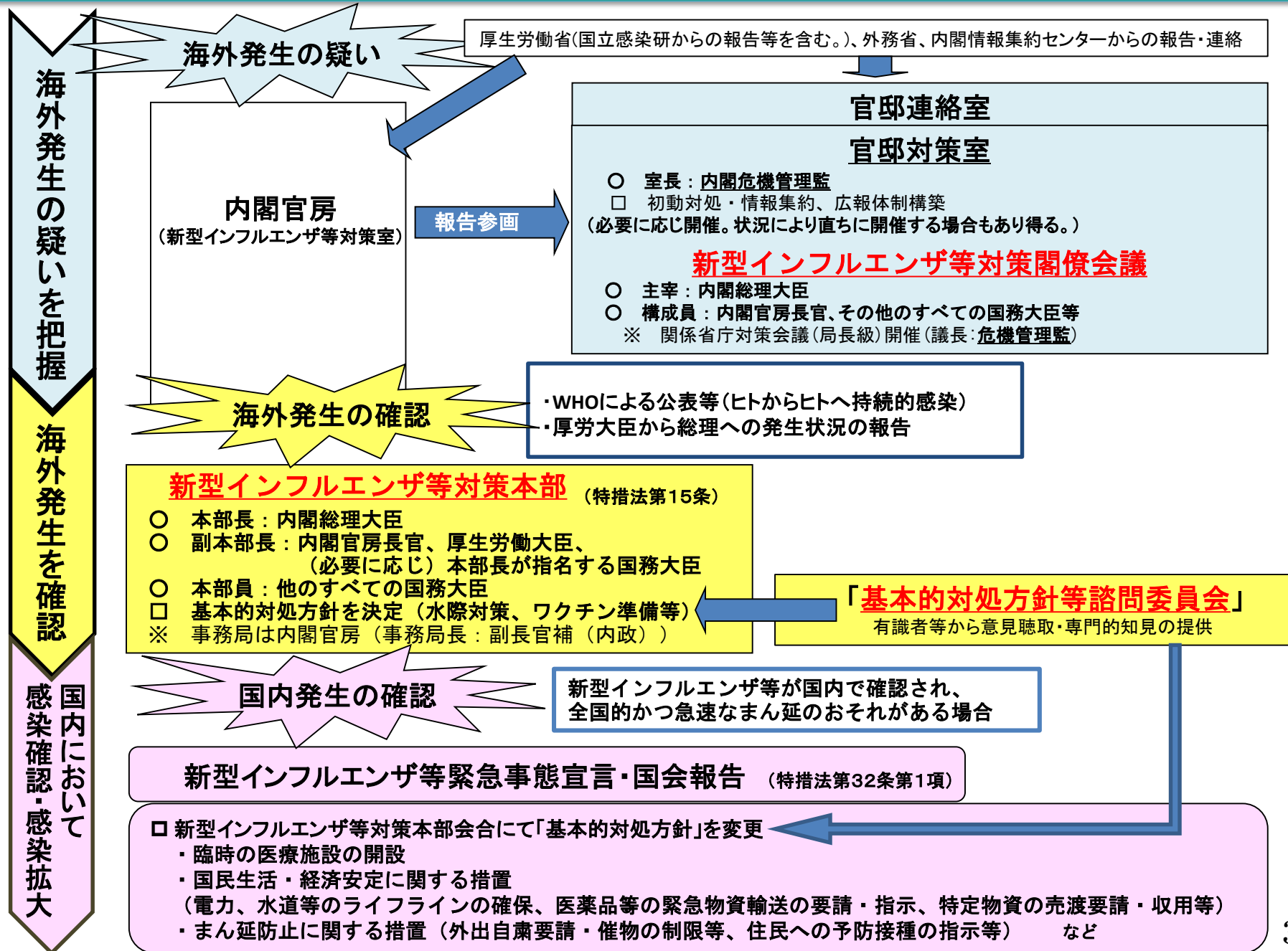
設置根拠: 特措法第15条
(発生時に閣議決定の上、設置)

新型インフルエンザ等対策本部幹事会

主 宰 : 内閣危機管理監
構成員 : 内閣官房副長官補
(内政・外政・事態担当)
内閣官房内閣審議官
(内閣官房副長官補付)
厚生労働省医務技監
各省庁局長級

事務局: 内閣官房及び関係省庁の職員で構成

新型インフルエンザ等の対応について



(参考) 国際的に脅威となる感染症対策の推進体制

国際的に脅威となる感染症対策関係閣僚会議

主宰：内閣総理大臣

構成員：総務大臣、法務大臣、外務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、防衛大臣、内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）、国家公安委員会委員長、健康・医療戦略担当大臣、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣及び内閣官房長官

■国際的に脅威となる感染症対策の総合的な推進

- ✓ 国際的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本方針の策定
- ✓ 上記基本方針に基づく基本計画の策定 等



平成27年9月11日 国際的に脅威となる感染症対策関係閣僚会議にて（官邸HPより）

国際的に脅威となる感染症対策推進チーム

チーム長：内閣総理大臣補佐官

副チーム長：内閣危機管理監

構成員：内閣官房副長官補（内政担当）、内閣官房副長官補（外政担当）、内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）のほか、内閣官房（食品安全委員会）、警察庁、消防庁、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、海上保安庁、環境省、防衛省の関係局長

■国際的に脅威となる感染症対策の総合的な推進に係る関係省庁間の緊密な連携の確保

- ✓ 関係省庁における取組の強化・連携すべき事項の検討・対応の促進
- ✓ 基本方針に基づく基本計画の策定に当たっての関係省庁間の総合調整 等

国際協力推進サブチーム

国内検査・研究体制推進サブチーム

人材育成・活用推進サブチーム

開発途上の感染症対策に係る官民連携会議

構成員：内閣官房、外務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国際協力機構（JICA）、国立感染症研究所、日本医療研究開発機構（AMED）、医薬品医療機器総合機構（PMDA）、日本製薬工業協会、日本製薬団体連合会、日本ワクチン産業協会、日本医療機器産業連合会、結核予防会、GHIT Fund、学識経験者

■開発途上の感染症を取り巻く保健ニーズ等の情報収集

■開発途上国に対する治療薬、診断薬、ワクチン等の提供可能性や効果的かつ継続的な提供方法の検討

ジカウイルス感染症に関するワクチンの開発促進チーム

多面的な効能を有するウイルス感染症治療薬の開発促進チーム

薬剤耐性（AMR）対策推進国民啓発会議

構成員：内閣官房、内閣府（食品安全委員会）、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、日本医師会、日本獣医師会、日本製薬工業協会、全国知事会、全国保健所長会、日本放送協会、日本民間放送連盟、日本新聞協会、有識者

■薬剤耐性に係る全国的普及啓発活動の推進を図り、国民の薬剤耐性に関する知識・理解を深めるとともに、薬剤の適切な使用に向けた国民の主体的な取組を促進

感染症研究拠点の形成に関する検討委員会

主査：内閣官房内閣審議官（国際感染症対策調整室長）
構成員：内閣官房（事態対処・危機管理担当、健康・医療戦略室）、文部科学省、厚生労働省の審議官級、国立感染症研究所、長崎大学、長崎県、長崎市

※必要に応じ、BSL-4研究コンソーシアムの代表、日本製薬工業協会、日本医療研究開発機構（AMED）等の出席を求める。

■BSL4施設を中核とした感染症研究拠点の形成に必要な支援方策等（BSL4施設の具象的な活用方策、機能及び運営方法等の在り方等）に係る検討・調整

ジカウイルス感染症に関する関係省庁対策会議

主査：内閣官房内閣審議官（国際感染症対策調整室長）

構成員：内閣官房（健康・医療戦略室）、外務省、文部科学省、スポーツ庁、厚生労働省、国土交通省、観光庁の関係審議官級

■ジカウイルス感染症に関する対策の総合的な推進に係る関係機関の検討・調整の促進

未承認薬の海外提供に関する関係省庁調整会議

主査：内閣総理大臣補佐官

構成員：内閣官房内閣審議官（国際感染症対策調整室）、外務省国際協力局審議官、厚生労働省医務技監、厚生労働省大臣官房審議官（医薬担当）、厚生労働省大臣官房審議官（援護・人道調査、医薬品等産業振興担当）、厚生労働省健康局長

※必要に応じて、内閣官房内閣審議官（健康・医療戦略室次長）、文部科学省研究振興局長、経済産業省商務情報政策統括調整官等を招集する。

未承認薬の海外提供に関する専門委員会

事務局：内閣官房（外務省・厚生労働省の協力）

委員：医療倫理、法律、臨床、薬剤、レギュラトリーサイエンス、知的財産、海外現場事情等の専門家

※個別の事案ごとに、対象となる感染症・地域・薬剤等に応じて委員を追加する。

事務局：内閣官房 国際感染症対策調整室

近年、対策を講じた感染症

- (1) 新型インフルエンザ(H1N1) (平成21年4月～平成22年8月)
- (2) 鳥インフルエンザ(H7N9) (平成25年5月～平成27年1月)
- (3) 中東呼吸器症候群(MERS) (平成25年6月～平成27年1月)
- (4) エボラ出血熱(平成26年8月～平成27年12月)

(主な取組)

- 発生国を出発地とする船舶・航空機の乗員・乗客が、上陸審査において発熱等の症状を呈している等異常を確認した場合に、検疫所に通報
- 入国審査において、検疫所が検疫済みの乗客に配布する健康カード等の提示を求め、所持していない者を発見した場合に、検疫所に通報

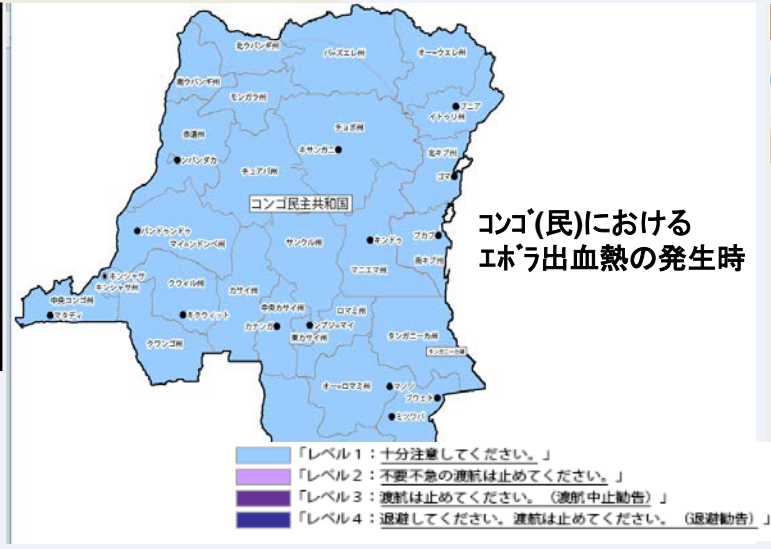
その他の検疫所との連携

- 検疫感染症の疑似症患者発生時において、検疫所からの求めに応じ、当該疑似症患者が搭乗していた船舶・航空機に搭乗していた外国人乗客に係る「外国人入国記録」の写しを提供(平成28年4月～)

在外邦人向け感染症対策（概要）

海外感染症情報の収集及び在外邦人への情報提供

<目的・概要>
海外における感染症情報を収集し、外務本省から感染症危険情報等、在外公館から領事メール等を発出することにより、在外邦人及び海外渡航者に対する情報提供を行う。



領事メール 緊急 一般 発出日時: 2019年01月24日 00:35

0 感染症情報：ラッサ熱の発生

在ナイジェリア日本国大使館

対象国

アフリカ ナイジェリア

ポイント

- ラッサ熱は、例年較季に流行していますが、本年に入り、既に約60名のラッサ熱患者が発生しています。
- 昨年は、患者数3,498名（疑い例含む）、死亡者数91名と報告され、感染者は南部州に集中しており、アブジャ（FCT）では数名が感染しました。
- 飲食物の加熱処理、感染者（または、発熱者等感染が疑われる者）に近づかない等、十分注意してください。

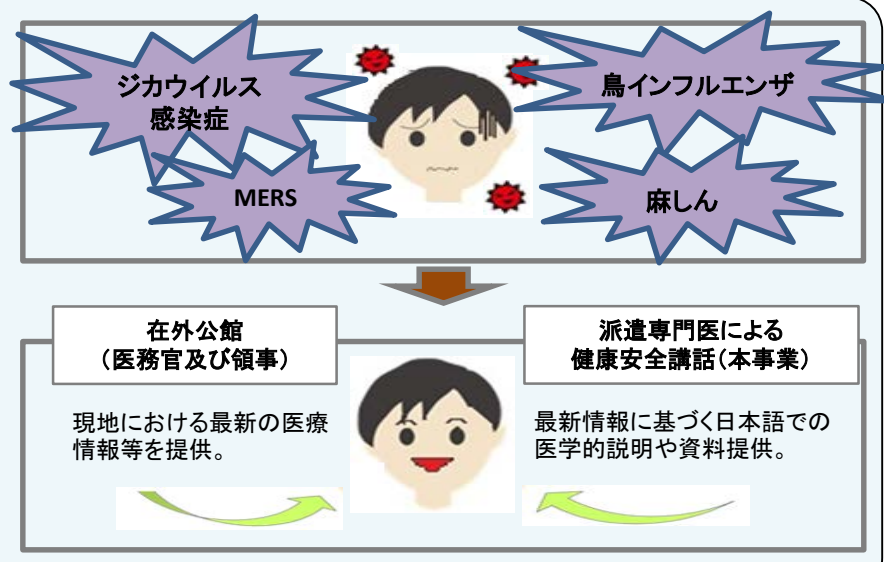
感染症危険情報の例

領事メールの例

感染症対策等に関する健康安全講話（巡回医師団・専門医派遣）

<目的・概要>
海外における感染症の流行等により不安を抱える在外邦人を対象に専門医を派遣し、健康安全講話を開催。最新情報の提供及び効果的な予防策等について指導を行う。

<参考>
◆平成30年度の派遣実績（13か国21都市）
ドミニカ共和国（7都市）、アンゴラ、ガーナ、マラウイ、マダガスカル、ブラジル（3都市）、ベネズエラ、キューバ、インド、バングラデシュ、カンボジア、ベトナム、ネパール



【感染症法に基づく主な対策】

予防及びまん延防止	<ul style="list-style-type: none">● 感染症発生動向調査等による発生状況の把握、流行状況や予防対策等の情報発信● 患者発生時の保健所による疫学調査・保健指導等
医療提供	<ul style="list-style-type: none">● 感染症指定医療機関の指定(都内11病院)(一類・二類感染症等に対応する医療機関を確保)

法に基づく対策に加え、東京2020大会における安全・安心確保のため、対処要領を策定し、都独自の対策を実施

【東京2020大会に向けた感染症対策の強化】

- 東京2020大会開催に伴う様々なリスクの増大に対する、事前の備えと発生時の対応体制を強化
- 関係機関と連携した感染症危機管理体制の構築

① 蚊媒介感染症対策

- 蚊の発生防止強化月間における集中的な広報等
- 感染症媒介蚊サーベイランス(都内25施設)
- 医療機関向け研修会開催、病原体の検査体制確保

② 一類・二類感染症等対策

- 感染症アラート体制整備(疑い患者の緊急検査)
- 感染防護資器材の整備、患者移送・受入訓練
- 感染症指定医療機関・関係機関の連絡協議会開催
- 感染症診療協力医療機関等への感染防護具配備・訓練

③ 普及啓発・危機管理対策

- 海外渡航者や訪日外国人向けの啓発・情報発信
- 職域における感染症対策の研修や風しん予防対策等の推進
- 外国語での疫学調査・保健指導のためのモバイルツール整備
- 感染症対策アドバイザーの設置

【東京2020大会における監視指導】

飲食提供に関する
基本的な考え方

- 飲食提供基本戦略 (Food Strategy)
⇒ 飲食物の安全確保のためのガイドライン (Food Concept)

食中毒予防から食中毒発生時の対応までの過程において、総合的に食の安全・安心を確保

【主な食中毒防止等対策】

① 監視指導

- 東京2020大会に向けた監視指導要綱の策定
(都・区・市が一体となった監視指導体制の構築)
- 大会期間中に滞在者が利用するホテル等に対する一斉監視指導の実施
(夏期・歳末期間中)
- オリパラ監視指導チェックリストの作成、活用

② 普及啓発

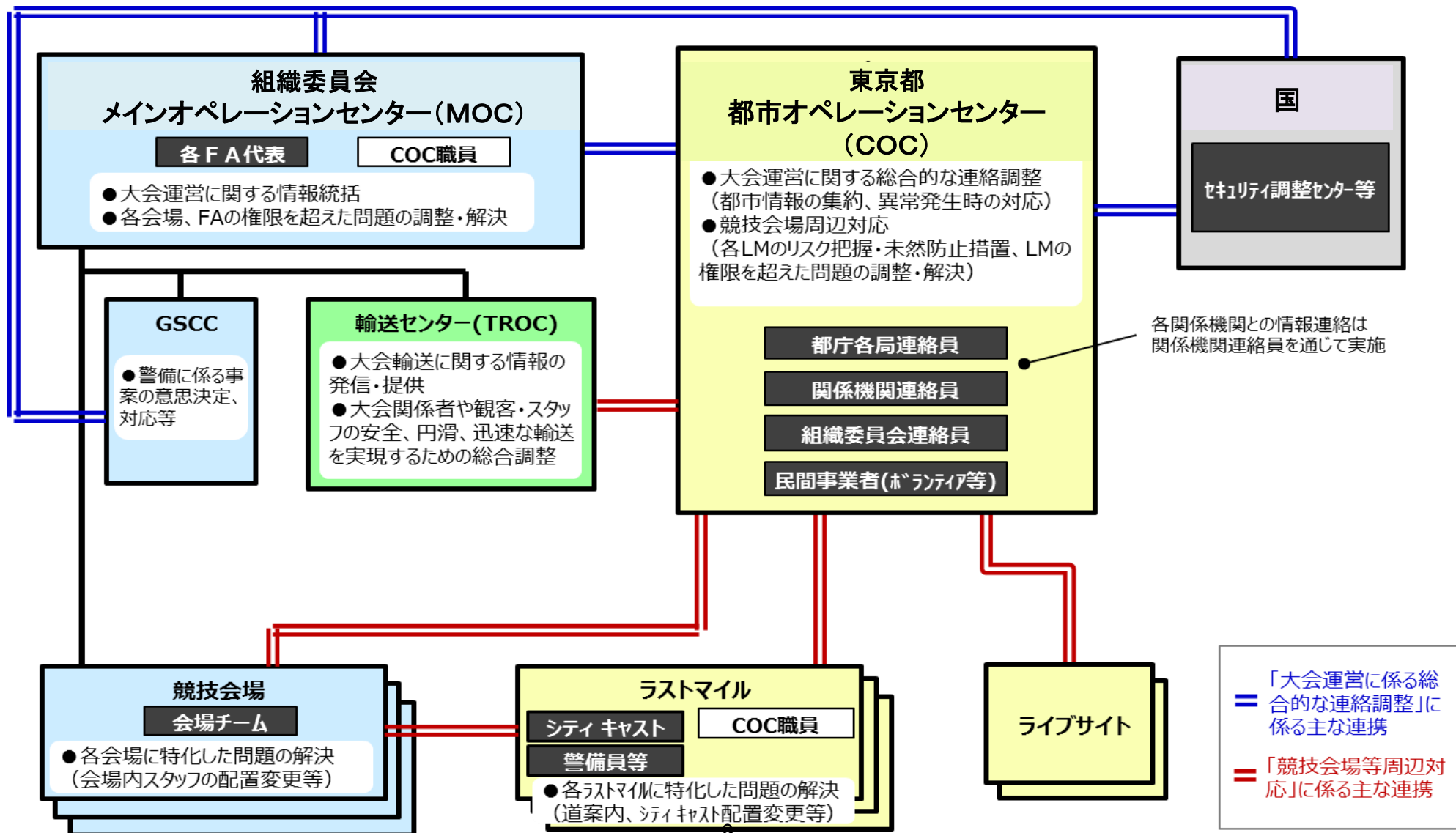
- 食品衛生・食品防御セミナーの実施
(農林水産省、厚生労働省等と連携)
⇒ 事業者向け／職員向け
- 事業者向け普及啓発教材の作成
⇒ e-learning教材
(監督層向け、WEBで公開)
⇒ 動画教材
(現場スタッフ向け、WEBで公開予定)

③ 食中毒等発生時対応

- 各種訓練の実施
⇒ 大規模食中毒対策訓練
(都・区・市において連携)
⇒ 意図的な毒物混入対策訓練
(農林水産省と連携)
- 外国人対応のためのツール整備
⇒ 多言語翻訳アプリのカスタマイズ
⇒ 調査用ピクトグラム等

東京2020大会時の都市運営に係る関係機関との連携体制について

【大会期間中の都市運営に係る組織体制】（イメージ）



東京2020大会における都市情報の集約

【COCにおいて集約する都市情報の項目・収集元】 ※現時点の案

モニタリング項目	関係機関	目的
ライフラインの運用情報(上下水道・都市ガス・電気・通信)	都水道局・下水道局、東京ガス、東京電力、通信事業者(NTT等)	大会運営への影響把握
水道水の水質情報	都水道局	大会運営への影響把握
感染症・食中毒等の発生情報	都福祉保健局	大会関係者のり患状況、大会運営への影響把握
放射線量情報(空間放射線量、浄水の放射性物質等)	都福祉保健局、都水道局	大会運営への影響把握
大気・気象関連情報(PM2.5・気温・湿度等)	都環境局	ラストマイル・ライブサイトにおける暑さ対策
行政サービスに係るサイバーセキュリティ情報(都HP等)	都総務局	危機管理(大会への影響把握)
SNS関連情報(大会への誹謗中傷、デマ等)	SNS情報配信事業者等	レピュテーションリスクへの対応

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた感染症対策

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会においては、専門家※の指導を受け、関係機関と連携しながら、感染症対策について以下の事項の検討を進めている。

1 大会前に実施する感染症対策

- 選手、職員、大会ボランティア等を対象とした感染症予防及び衛生管理に関する啓発
 - ・選手は選手団長会議等での説明、職員・大会ボランティアは専用サイト等での情報提供等
- 競技会場に開設する医務室や選手村に開設する診療所における院内感染を防止するためのマニュアルの作成
 - ・標準予防策、針刺し防止等

2 大会期間中に実施する感染症対策

- 競技会場や選手村等の大会に関連する施設における感染症発生・流行を早期に探知可能な体制の構築
 - ・競技会場に開設する医務室や選手村に開設する診療所の医師から大会本部への直接連絡等や電子カルテシステムを活用した感染症サーベイランスの実施
 - ・選手団、大会スタッフ等から感染症発生に関する情報を継続的に収集
- 競技会場に開設する医務室や、選手村に開設する診療所において感染症が疑われる患者が発生した場合の診断や搬送等の体制構築
- 競技会場や選手村等の大会に関連する施設において感染症が発生した場合の関係機関と連携した対応に関する計画（コンティンジェンシープラン）の作成
- 競技会場や選手村等の大会に関連する施設において、食中毒の発生を未然に防止するための厳格な衛生管理の徹底